

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次	ページ
告 示	
○保安林の指定の予定 (治山林道課)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示 ( " )	1
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示 (3件) ( " )	2
○基本測量の実施の通知 (用地対策課)	3
○基本測量の終了の通知 ( " )	3
○公共測量の実施の通知 (3件) ( " )	4
○公共測量の終了の通知 (4件) ( " )	4
○道路の区域変更 (道 路 課)	4
○道路の供用開始 ( " )	4
◎公共海岸の指定 (港湾・海岸課)	4
◎高知県立香北青少年の家に係る使用料の徴収事務の委託 (会計管理課)	5
◎高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館に係る使用料の徴収事務の委託 ( " )	5

-----  
告 示  
-----

**高知県告示第338号**  
 次の森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。  
 令和2年5月1日  
 高知県知事 濱田 省司

1 保安林予定森林の所在場所  
 幡多郡黒潮町小黒ノ川字ヒジリ山545の6

2 指定の目的  
 土砂の流出の防備

3 指定施業要件  
 (1) 立木の伐採の方法  
 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字ヒジリ山545の6（次の図に示す部分に限る。）  
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び黒潮町役場に備えて縦覧に供する。)

**高知県告示第339号**  
 令和2年3月高知県告示第115号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を四万十市役所及び関係町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。  
 令和2年5月1日  
 高知県知事 濱田 省司

1 所在不明の森林所有者  
 (1)ア 登記簿記載の住所  
 安芸郡馬路村馬路68番地  
 イ 氏名  
 笹岡 営道

(2)ア 登記簿記載の住所  
 高知市高見町415番地 フローラル高見102号  
 イ 氏名  
 松浦 薫

(3)ア 登記簿記載の住所  
 高知市薊野北町四丁目17番1号  
 イ 氏名  
 吉村 真理

(4)ア 登記簿記載の住所  
 長岡郡西豊永村庵谷627番地イの2  
 イ 氏名  
 郷良 音馬

(5)ア 登記簿記載の住所  
 高知市朝倉乙293番地37  
 イ 氏名  
 福森 正

(6)ア 登記簿記載の住所  
 長岡郡大豊村庵谷549番地口  
 イ 氏名  
 三谷 玄之

(7)ア 登記簿記載の住所  
 長岡郡大豊町寺内680番地  
 イ 氏名

中西 重久  
 (8)ア 登記簿記載の住所  
 長岡郡西豊永村川戸23番屋敷  
 イ 氏名  
 小笠原 良太

(9)ア 登記簿記載の住所  
 長岡郡大豊町川戸23番屋敷  
 イ 氏名  
 小笠原 良太

(10)ア 登記簿記載の住所  
 吾川郡大崎村藤ノ野321番地  
 イ 氏名  
 長門 富明

(11)ア 登記簿記載の住所  
 吾川郡大崎村大藪810番地  
 イ 氏名  
 尾崎 幸太郎

(12)ア 登記簿記載の住所  
 吾川郡吾川村桜810番地  
 イ 氏名  
 尾崎 幸太郎

(13)ア 登記簿記載の住所  
 吾川郡大崎村大藪778番地  
 イ 氏名  
 金尾 長寿

(14)ア 登記簿記載の住所  
 吾川郡池川町土居甲1045番地1  
 イ 氏名  
 北川 好恵

(15)ア 登記簿記載の住所  
 吾川郡池川町土居甲798番地  
 イ 氏名  
 西田 忠実

(16)ア 登記簿記載の住所  
 高岡郡日高村本郷193番地1  
 イ 氏名  
 山中 正道

(17)ア 登記簿記載の住所  
 吾川郡池川町用居乙497番地  
 イ 氏名  
 梅木 吉盛

(18)ア 登記簿記載の住所  
 高岡郡越知町桐見川249番地  
 イ 氏名  
 山崎 勝道

<p>(19)ア 登記簿記載の住所 高知市比島町二丁目 9 番27号 イ 氏名 久光 茂子</p> <p>(20)ア 登記簿記載の住所 高岡郡樺原町樺原乙3569番地 イ 氏名 下元 貞太郎</p> <p>(21)ア 登記簿記載の住所 横浜市瀬谷区相沢三丁目18番地 4 第 8 グランデュー ル平本103号 イ 氏名 片岡 章裕</p> <p>(22)ア 登記簿記載の住所 大阪府枚方市招堤南町三丁目17番 6 -306号 イ 氏名 小野川 晶介</p> <p>(23)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大正町田野々348番地 6 イ 氏名 遠山 稲美</p> <p>(24)ア 登記簿記載の住所 静岡県御殿場市東田中1014番地 イ 氏名 久岡 政慶</p> <p>(25)ア 登記簿記載の住所 幡多郡江川崎村江川 イ 氏名 安倉 慶次</p> <p>(26)ア 登記簿記載の住所 香川県高松市屋島西町2308番地 9 グレイスフル屋島 A棟A202 イ 氏名 中野 優也</p> <p>(27)ア 登記簿記載の住所 幡多郡月灘村赤泊130番地 イ 氏名 尾崎 雪男</p> <p>(28)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町赤泊133番地 イ 氏名 尾崎 須賀雄</p> <p>(29)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大豊村高須430番地 イ 氏名</p>	<p>楠瀬 冬</p> <p>(30)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大豊村高須430番地 イ 氏名 楠瀬 正</p> <p>(31)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大豊村黒石334番地 イ 氏名 大利 保</p> <p>(32)ア 登記簿記載の住所 高知市薊野北町三丁目 3 番13- 2 号 イ 氏名 大利 晟雄</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示（重要流域（平成29年 3 月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。 昭和45年 7 月農林省告示第969号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第340号</b> 令和 2 年 3 月高知県告示第189号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を津野町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和 2 年 5 月 1 日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 高岡郡下半山村貝ノ川床鍋412番地 イ 氏名 大崎 一心</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 高岡郡葉山村貝ノ川床鍋412番地 イ 氏名 大崎 一心</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 高岡郡葉山村貝ノ川床鍋247番地、249番地 イ 氏名 大崎 寿亀</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所</p>	<p>高岡郡下半山村貝ノ川床鍋 イ 氏名 大崎 治三郎</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 高岡郡葉山村貝ノ川床鍋 イ 氏名 大崎 治三郎</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 高岡郡葉山村貝ノ川床鍋52番地 イ 氏名 大崎 秀春</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 高岡郡葉山村貝ノ川床鍋 8 番屋敷 イ 氏名 大崎 芳弥</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 高岡郡下半山村貝ノ川床鍋 8 番屋敷 イ 氏名 大崎 芳弥</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 高岡郡葉山村貝ノ川床鍋412番地 イ 氏名 大崎 静一</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 高岡郡下半山村貝ノ川床鍋412番地 イ 氏名 大崎 静一</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 高岡郡下半山村貝ノ川床鍋452番地 イ 氏名 山崎 伊勢吉</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 南国市岡豊町定林寺197番地 イ 氏名 山崎 厚</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 高岡郡下半山村貝ノ川床鍋688番地 イ 氏名 山崎 幸一</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 高岡郡下半山村貝ノ川床鍋 1 番屋敷 イ 氏名 山崎 政次</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 高岡郡下半山村貝ノ川床鍋571番地</p>
---	--	---

<p>イ 氏名 山崎 政次 (16)ア 登記簿記載の住所 高岡郡葉山村員ノ川床鍋571番地</p>	<p>山崎 隆昌 (27)ア 登記簿記載の住所 高岡郡下半山村員ノ川床鍋</p>	<p>(3) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について (「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部 治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。) <b>高知県告示第342号</b> 令和2年3月高知県告示第191号で告示した指定施業要件の変 更に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森林法 (昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施 業要件を変更する通知の内容を津野町役場に掲示するとともに、 次のとおりその要旨を告示する。 令和2年5月1日 高知県知事 濱田 省司</p>
<p>イ 氏名 山崎 政次 (17)ア 登記簿記載の住所 高岡郡下半山村員ノ川床鍋751番地</p>	<p>イ 氏名 山崎 雪 (28)ア 登記簿記載の住所 高岡郡葉山村員ノ川床鍋</p>	<p>1 所在不分明の森林所有者 (1) 登記簿記載の住所 高岡郡東津野村芳生野丙383番地 (2) 氏名 吉門 栄</p>
<p>イ 氏名 山崎 政次 (18)ア 登記簿記載の住所 高岡郡下半山村員ノ川床鍋</p>	<p>イ 氏名 山崎 雪 2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 津野町(次の図に示す部分に限る。) (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養 (3) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種について (「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部 治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。) <b>高知県告示第341号</b> 令和2年3月高知県告示第190号で告示した指定施業要件の変 更に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森林法 (昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施 業要件を変更する通知の内容を津野町役場に掲示するとともに、 次のとおりその要旨を告示する。 令和2年5月1日 高知県知事 濱田 省司</p>	<p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 津野町(次の図に示す部分に限る。) (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健 (3) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について (「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部 治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。) <b>高知県告示第343号</b> 国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨 の通知を令和2年4月15日に受けたので、測量法(昭和24年法律 第188号)第14条第3項の規定により告示する。 令和2年5月1日 高知県知事 濱田 省司</p>
<p>イ 氏名 山崎 政次 (19)ア 登記簿記載の住所 高岡郡下半山村員ノ川床鍋</p>	<p>イ 氏名 山崎 松四郎 (20)ア 登記簿記載の住所 高岡郡葉山村員ノ川床鍋</p>	<p>1 作業種類 基本測量(空中写真撮影) 2 作業期間 令和2年6月5日から令和3年3月31日まで 3 作業地域 土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市並びに幡多郡大月町及 び三原村 <b>高知県告示第344号</b> 国土交通省国土地理院長から令和元年7月高知県告示第243号 (基本測量の実施の通知)で告示した基本測量が令和2年3月31 日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第 188号)第14条第3項の規定により告示する。 令和2年5月1日</p>
<p>イ 氏名 山崎 松四郎 (21)ア 登記簿記載の住所 高岡郡葉山村員ノ川床鍋11番屋敷</p>	<p>イ 氏名 山崎 鉄次 (22)ア 登記簿記載の住所 高岡郡下半山村員ノ川床鍋13番屋敷</p>	<p>1 所在不分明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 高岡郡下半山村新土居25番地 イ 氏名 山崎 一雄 (2)ア 登記簿記載の住所 高岡郡下半山村新土居95番屋敷</p>
<p>イ 氏名 山崎 浅次 (22)ア 登記簿記載の住所 高岡郡下半山村員ノ川床鍋13番屋敷</p>	<p>イ 氏名 山崎 鉄次 (23)ア 登記簿記載の住所 高岡郡葉山村員ノ川床鍋</p>	<p>イ 氏名 山崎 鉄次 (24)ア 登記簿記載の住所 高岡郡葉山村員ノ川床鍋13番屋敷</p>
<p>イ 氏名 山崎 鉄次 (24)ア 登記簿記載の住所 高岡郡葉山村員ノ川床鍋13番屋敷</p>	<p>イ 氏名 山崎 鉄次 (25)ア 登記簿記載の住所 大阪市平野区喜連西三丁目18番2-301号</p>	<p>イ 氏名 山崎 隆昌 (26)ア 登記簿記載の住所 高岡郡下半山村員ノ川床鍋252番地</p>
<p>イ 氏名 山崎 鉄次 (25)ア 登記簿記載の住所 大阪市平野区喜連西三丁目18番2-301号</p>	<p>イ 氏名 山崎 隆昌 (26)ア 登記簿記載の住所 高岡郡下半山村員ノ川床鍋252番地</p>	<p>イ 氏名 山崎 隆昌 (26)ア 登記簿記載の住所 高岡郡下半山村員ノ川床鍋252番地</p>
<p>イ 氏名 山崎 隆昌 (26)ア 登記簿記載の住所 高岡郡下半山村員ノ川床鍋252番地</p>	<p>イ 氏名 山崎 隆昌 (26)ア 登記簿記載の住所 高岡郡下半山村員ノ川床鍋252番地</p>	<p>イ 氏名 山崎 隆昌 (26)ア 登記簿記載の住所 高岡郡下半山村員ノ川床鍋252番地</p>
<p>イ 氏名 山崎 隆昌 (26)ア 登記簿記載の住所 高岡郡下半山村員ノ川床鍋252番地</p>	<p>イ 氏名 山崎 隆昌 (26)ア 登記簿記載の住所 高岡郡下半山村員ノ川床鍋252番地</p>	<p>イ 氏名 山崎 隆昌 (26)ア 登記簿記載の住所 高岡郡下半山村員ノ川床鍋252番地</p>
<p>イ 氏名 山崎 隆昌 (26)ア 登記簿記載の住所 高岡郡下半山村員ノ川床鍋252番地</p>	<p>イ 氏名 山崎 隆昌 (26)ア 登記簿記載の住所 高岡郡下半山村員ノ川床鍋252番地</p>	<p>イ 氏名 山崎 隆昌 (26)ア 登記簿記載の住所 高岡郡下半山村員ノ川床鍋252番地</p>

高知県知事 濱田 省司

**高知県告示第345号**

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和2年4月15日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和2年5月1日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類  
公共測量（用地測量）
- 作業期間  
令和2年3月14日から令和2年6月30日まで
- 作業地域  
土佐郡土佐町の一部

**高知県告示第346号**

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和2年4月15日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和2年5月1日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類  
公共測量（用地測量）
- 作業期間  
令和2年3月17日から令和2年7月31日まで
- 作業地域  
長岡郡大豊町の一部

**高知県告示第347号**

国土交通省国土地理院長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和2年4月15日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和2年5月1日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 作業期間  
令和2年6月1日から令和3年3月31日まで
- 作業地域  
高知県全域

**高知県告示第348号**

高知市長から令和元年7月高知県告示第209号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和2年3月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和2年5月1日

高知県知事 濱田 省司

**高知県告示第349号**

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から令和元年8月高知県告示第321号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和2年3月23日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和2年5月1日

高知県知事 濱田 省司

**高知県告示第350号**

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から令和元年10月高知県告示第401号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和2年3月25日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和2年5月1日

高知県知事 濱田 省司

**高知県告示第351号**

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から令和元年11月高知県告示第498号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和2年3月13日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和2年5月1日

高知県知事 濱田 省司

**高知県告示第352号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、令和2年5月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年5月1日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 坂瀬吉野
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
長岡郡本山町瓜生野 字唐越5番24から 長岡郡本山町屋所字	前	5.4 }	90
		9.9	
		15.8	

地堺770番2まで	後	}	90
		25.6	

**高知県告示第353号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
その関係図面は、令和2年5月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年5月1日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 志和仁井田
- 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町志和峯字笹 ヶ谷山325番4から 高岡郡四万十町黒石字宮ノ 串1192番2まで	365	令和2年5月1 日

**高知県告示第354号**

海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第2項の規定により、次に掲げる土地を公共海岸として指定する。

令和2年5月1日

高知県知事 濱田 省司

- 仁ノ海岸
- 基準点
    - 高知市春野町仁ノ字小松崎3868番4地先に設けた点（基準銀）を基準点13とする。
    - 基準点13から方位角252度37分48秒307.652メートルの点（基準銀）を基準点14とする。
    - 基準点14から方位角251度34分02秒120.006メートルの点（基準銀）を基準点15とする。
    - 基準点15から方位角263度49分57秒252.668メートルの点（基準銀）を基準点16とする。
  - 補助点
    - 水際に補助点A1から補助点A8までを、陸側の砂浜及び海岸保全施設と道路施設との間に補助点A9から補助点A26までを設定する。
    - 各補助点の位置は、次に掲げるとおりとする。
 

補助点A1	補助点A26から方位角140度59分51秒の方向の直線と水際線とが交差する点
補助点A2	基準点13から方位角161度36分34秒の方向の

直線と水際線とが交差する点  
 補助点A 3 基準点13から方位角202度03分32秒の方向の  
 直線と水際線とが交差する点  
 補助点A 4 基準点13から方位角226度16分09秒の方向の  
 直線と水際線とが交差する点  
 補助点A 5 基準点14から方位角109度23分35秒の方向の  
 直線と水際線とが交差する点  
 補助点A 6 基準点14から方位角194度08分29秒の方向の  
 直線と水際線とが交差する点  
 補助点A 7 基準点16から方位角115度43分11秒の方向の  
 直線と水際線とが交差する点  
 補助点A 8 基準点16から方位角188度28分37秒の方向の  
 直線と水際線とが交差する点  
 補助点A 9 基準点16から方位角195度45分33秒130.817メ  
 ートルの点  
 補助点A10 基準点16から方位角211度07分16秒145.621メ  
 ートルの点  
 補助点A11 基準点16から方位角216度47分03秒137.630メ  
 ートルの点  
 補助点A12 基準点16から方位角235度59分06秒100.034メ  
 ートルの点  
 補助点A13 基準点16から方位角244度08分40秒99.627メ  
 ートルの点  
 補助点A14 基準点16から方位角251度13分47秒111.099メ  
 ートルの点  
 補助点A15 基準点16から方位角260度25分08秒112.507メ  
 ートルの点  
 補助点A16 基準点16から方位角275度01分43秒21.973メ  
 ートルの点  
 補助点A17 基準点16から方位角73度47分54秒33.904メ  
 ートルの点  
 補助点A18 基準点16から方位角77度36分45秒51.253メ  
 ートルの点  
 補助点A19 基準点16から方位角81度47分35秒153.432メ  
 ートルの点  
 補助点A20 基準点14から方位角254度06分12秒129.379メ  
 ートルの点  
 補助点A21 基準点14から方位角251度56分44秒101.765メ  
 ートルの点  
 補助点A22 基準点14から方位角246度09分11秒57.082メ  
 ートルの点  
 補助点A23 基準点13から方位角249度12分41秒113.615メ  
 ートルの点  
 補助点A24 基準点13から方位角233度34分29秒22.892メ  
 ートルの点

補助点A25 基準点13から方位角208度13分00秒7.432メ  
 ートルの点

補助点A26 基準点13から方位角71度48分15秒8.108メ  
 ートルの点

### 3 区域

補助点A 1 から補助点A 8 までの水際線並びに補助点A 8 から補助点A26まで及び補助点A 1 の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

#### 高知県告示第355号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき高知県立香北青少年の家に係る使用料の徴収事務（調定事務を除く。）を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年5月1日

高知県知事 濱田 省司

所在地	名称	委託期間
香美市香北町美良布1211番地	株式会社香北ふるさとみらい	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

#### 高知県告示第356号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館に係る使用料の徴収事務（調定事務を除く。）を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年5月1日

高知県知事 濱田 省司

所在地	名称	委託期間
吾川郡いの町天王北一丁目14番地	特定非営利活動法人高知県青年会館	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで